

2013年2月

お客さま 各位

埼玉りそな銀行

利用規定の一部改定に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、りそな外為Webサービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

2013年2月18日(月)より、りそな外為Webサービスは新機能として「外貨預金振替サービス」の追加を予定しております。それに伴いまして「りそな外為Webサービス利用規定」を一部改定させていただきます。

なお改定内容の詳細につきましては、以下添付の「りそな外為Webサービス利用規定新旧対照表」または改定後の「りそな外為Webサービス利用規定」をご参照ください。

ご不明な点がございましたら、下記のお問い合わせ先またはお取引店までお問い合わせください。

敬具

記

1. 改定日：2013年2月18日(月)
2. お問い合わせ先：埼玉りそな銀行法人部 アジアビジネスサポートG
TEL 048-814-5454

「りそな外為Webサービス利用規定」新旧対照表

変更箇所	変更前	変更後
<p>第1条 共通編</p> <p>第10条 外貨預金振替サービス</p>	<p>1. サービスの内容 (省略) (1)外国送金サービス (2)輸入信用状サービス</p> <p>(新 設)</p>	<p>1. サービスの内容 (省略) (1)外国送金サービス (2)輸入信用状サービス <u>(3)その他当社が定めるサービス</u></p> <p>第10条 外貨預金振替サービス</p> <p>1. 外貨預金振替サービスとは、契約者の使用端末機からの依頼に基づき、契約者があらかじめ指定する契約者名義の円預金口座と外貨預金口座間で資金を振替するサービスです。</p> <p>2. 外貨預金振替サービス利用にあたっては、「外国送金サービス」または「輸入信用状サービス」の申込が必要です。</p> <p>3. 本サービスは本規定6条第2項による取引依頼により依頼内容が確定し、当社所定の手続等が完了した時点で成立するものとします。</p> <p>4. 振替を行う振替指定口座からの資金引き落としは、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、外貨普通預金規定にかかわらず通帳および払戻請求書または当座小切手等の提出を不要とし、当社所定の方法により取り扱うものとします。</p> <p>5. 次の各号に該当する場合、外貨預金振替サービスの取り扱いはできません。また、サービス依頼内容が確定した後で取り扱いきれないこととなった場合であっても、契約者は当社から契約者へ取り扱いきれない旨の連絡および取り扱いきれない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。なお、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。</p> <p>(1)当社所定の時間に振替依頼金額が振替指定口座の支払可能残高を超えるとき。</p> <p>(2)振替指定口座が解約済のとき。</p> <p>(3)契約者から振替指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当社が所定の手続きを行ったとき。</p> <p>(4)外貨預金振替サービスによる依頼が当社所定の時間の範囲を超えたとき。</p> <p>(以下次頁)</p>

変更箇所	変更前	変更後
第10条 外貨預金振替サービス	(新 設)	<p>(5)契約者の振替依頼額が、当社所定の「1日あたりの取扱限度額」または「1回あたりの取扱限度額」を超過したとき。</p> <p>(6)直物相場における取引において、外国為替相場が急激に変動し当社の外国為替相場が市場連動制へ移行したとき。</p> <p>(7)依頼データの入力不備など依頼内容に瑕疵があるとき。</p> <p>(8)差押等当社が支払を不相当と認めた事象が発生したとき。</p> <p>6. 外貨預金振替サービスに適用される為替相場については次のとおりとします</p> <p>(1)直物相場における取引は、振替日における当社所定の外国為替相場を適用します。</p> <p>(2)前号にかかわらず、契約者が予め当社との間で為替予約を締結している場合において、外貨振替依頼データに当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の予約相場を適用します。</p> <p>7. 依頼内容の訂正・取消 依頼内容が成立した場合は、依頼内容の変更または取消はできないものとします</p>
第11条 手数料等	第10条 手数料等	第11条 手数料等
第12条 取引内容の確認	第11条 取引内容の確認	第12条 取引内容の確認
第13条 届出事項の変更等	第12条 届出事項の変更等	第13条 届出事項の変更等
第14条 免責事項	第13条 免責事項	第14条 免責事項
第15条 海外からの利用	第14条 海外からの利用	第15条 海外からの利用
第16条 通知手段	第15条 通知手段	第16条 通知手段

変更箇所	変更前	変更後
第17条 サービスの休止	<p>第16条 サービスの休止</p> <p>1. 当社はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止時期および内容について第15条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。</p> <p>2. ただし、本条第1項の規定にかかわらず緊急かつやむを得ない場合に限り、当社は契約者へ事前に通知することなく本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期および内容について第15条の通知手段により後ほどお知らせします。 (以下省略)</p>	<p>第17条 サービスの休止</p> <p>1. 当社はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止時期および内容について第16条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。</p> <p>2. ただし、本条第1項の規定にかかわらず緊急かつやむを得ない場合に限り、当社は契約者へ事前に通知することなく本サービスを一時停止または中止できるものとします。この場合は、この休止の時期および内容について第16条の通知手段により後ほどお知らせします。 (以下省略)</p>
第18条 サービスの廃止	<p>第17条 サービスの廃止</p> <p>1. 当社は、廃止内容を第15条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。 (以下省略)</p>	<p>第18条 サービスの廃止</p> <p>1. 当社は、廃止内容を第16条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。 (以下省略)</p>
第19条 サービス内容の追加	<p>第18条 サービス内容の追加</p>	<p>第19条 サービス内容の追加</p>
第20条 規定の変更	<p>第19条 規定の変更</p>	<p>第20条 規定の変更</p>
第21条 業務委託の承諾	<p>第20条 業務委託の承諾</p>	<p>第21条 業務委託の承諾</p>
第22条 規定の準用	<p>第21条 規定の準用</p>	<p>第22条 規定の準用</p>
第23条 解約等	<p>第22条 解約等</p>	<p>第23条 解約等</p>
第24条 譲渡・質入れ等の禁止	<p>第23条 譲渡・質入れ等の禁止</p>	<p>第24条 譲渡・質入れ等の禁止</p>
第25条 契約期間	<p>第24条 契約期間</p>	<p>第25条 契約期間</p>

以上